

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和5年3月1日時点で利用可能な行政サービス等を掲載しています。
- ・掲載されていないものについても、現在、市町等と調整中であり、調整が完了したのから、順次、一覧表を更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためにはパートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービス利用においては、パートナーシップ宣誓書受領証又は受領カードの提示が不要な場合があります。

3 縣市町別サービス一覧【掛川市】

(令和5年3月1日現在)

No.	制度等名称	宣誓書受領証等の提示		問合せ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	市営住宅の入居申込み	○		都市政策課	0537-21-1152	
2	お茶と急須プレゼント	○		お茶振興課	0537-21-1216	
3	住民票の続柄の変更	○		市民課	0537-21-1141	
4	DV相談		○	こども希望課	0537-21-1190	
5	学童保育における子どもの送迎	○		教育政策課	0537-21-1109	保護者に確認し、個別に対応。
6	保育園、幼稚園、認定こども園における子どもの送迎	○		こども希望課	0537-21-1205	保護者に確認し、個別に対応。